

LPガスを安全にご利用いただくために

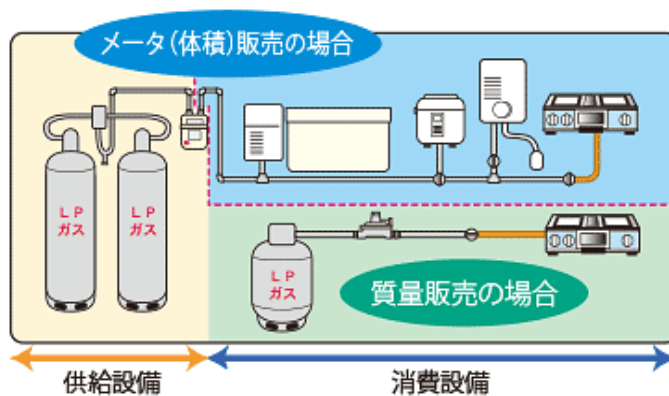
LPガスを正しく使って安全で快適な毎日を。

●LPガスの性質

- ・LPガスは空気の約1.5倍の重さがあるため、もれると低いところや物かげにたまります。
- ・LPガスそのものは無色無臭ですが、安全のためにタマネギが腐ったようなニオイをつけてあります。
- ・LPガスは、地球にやさしいクリーンなガスです。高カロリーで、しかも地震などの災害にも強く、安心してお使いいただける便利なエネルギーです。

消費設備の範囲と、日ごろの管理及び点検について

- ・ガスメータの出口からガス器具までのLPガス設備を消費設備（質量販売の場合は容器からガス器具まで全て）といい、日頃の管理及び点検の責任はお客さまにあります。
- ・販売事業者、または販売事業者が委託する保安機関は、お客さまの使用する消費設備が正しい状態かどうか、定期的に調査をさせていただきます。
- ・調査の結果、改善を指摘された設備については、調査員の指示に従い、お客さまの責任において改善してください。

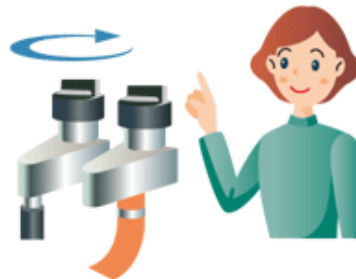


●おねがい

- ・容器からガスメータまでの供給設備は販売事業者が所有し、販売事業者が日頃から管理および点検をします。供給設備を販売事業者の許可なく変更、移動、撤去しないようにしてください。
- ・安全のため容器を波板などで囲ったり、容器から2m以内の範囲に火気（ボイラー、電気設備など）を設置しないでください。
- ・災害・緊急時以外は容器バルブを閉めないようにしてください。

ガス栓・器具栓はうっかりが禁物

- ・お休み前やお出かけになるときは、必ずガス栓や器具栓が閉まっていることを確認してください。
- ・絶対に、ガスの配管やガス栓をアースの代わりに使用しないでください。
- ・また、使用していないガス栓の出口には必ずガス栓キャップをかぶせてください。（ガス栓キャップはガス栓についています。）ガス栓に物をぶつけたりして、接続部に傷がついたり異物が付着すると、次に使用する際にガスもれの原因となります。
- ・使用していないガス栓のつまみにはガス栓カバーや誤操作防止キャップを取り付けるようにしてください。（ガス栓カバー（有償）をお求めの際は、LPガス販売事業者へおたずねください。）



ガス管にも細心の注意

- ・ゴム管はときどき点検して、ひび割れやかたくなったものは早めにお取替えください。
- ・ゴム管のガスもれ点検は、表面に石けん水を塗ってアワが出るかどうか調べてください。
- ・ガス器具の交換やゴム管を交換するときは、ガス栓の赤い線のところまで差し込み、ホースバンドでしっかり止めてください。
- ・ゴム管を必要以上に長くしないでください。
- ・LPガス用のゴム管を使用してください。
- ・三つ又の使用は危険ですので、絶対におやめください。



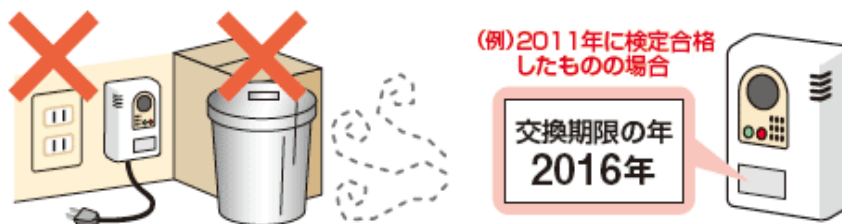
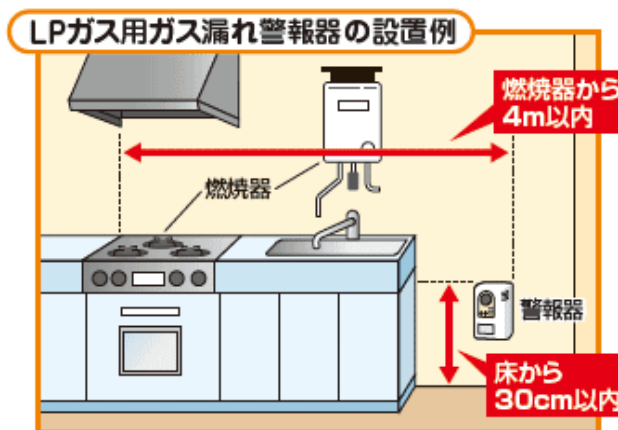
小型容器（8kg容器以下）の取扱いについて

- ・ 容器は平らな場所に置き、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置いてください。
- ・ 容器は、直射日光を避け、火気のないところに置いてください。
- ・ 容器は、風通しのよい室外に保管してください。
- ・ 容器の使用後は、必ず容器バルブを閉めてください。
- ・ 容器は、お客さまが処分することはできません。
不要になったときは、必ず販売業者に連絡してください。



LPガス用ガス漏れ警報器のご使用について

- ・ 誤った設置位置ではガス漏れを感知しませんので、警報器の設置場所を確認しましょう。
- ・ 警報器が交換期限内のものかを確認しましょう。
- ・ 警報器の交換期限は5年です。交換期限を迎えていないか確認し、期限が過ぎる前に、LPガス販売業者に連絡しましょう。
- ・ 警報器は電源が入っていないと作動しませんので、警報器の電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう。
- ・ 警報器のまわりにものを置いていると、ガス漏れを感知しにくくなります。警報器のまわりにものを置かないようにしましょう。



※交換期限は西暦年4桁の数字で表示。

ラベルの形状、大きさ、色はメーカーにより異なります。

共同住宅、学校・病院、旅館ホテル、料理飲食店などの人が多く集まる施設、地下室等に燃焼器が設置されている場合には、原則として法令によりLPガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられています。

一般戸建住宅でも、事故防止のため取付けをおすすめします。

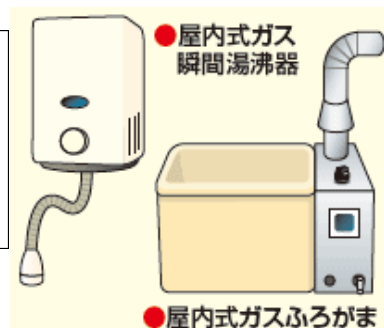
「長期使用製品安全点検制度」について

・製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。そこで事故を防ぐため、特定の製品の所有者へ、メーカーなどが適切な時期に通知を行い、所有者が点検を受ける制度が施行されました。21年4月以降製造・輸入された下記の対象製品（特定保守製品）を購入した場合は、所有者登録をしてください。また点検通知が届いたら点検を受けるようにしましょう。

※消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

○対象製品（特定保守製品）

- 屋内式ガス瞬間湯沸器（LPガス用／都市ガス用）
- 屋内式ガスふろがま（LPガス用／都市ガス用）
- 石油給湯器 ●石油ふろがま ●FF式石油温風暖房機
- ビルトイン式電気食器洗器 ●浴室用電気乾燥器



※現在お使いの製品（平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品）も点検可能ですので、詳しくはメーカーなどにお尋ねください。

不完全燃焼を防止するために（換気はこまめに行いましょう）

- ・LPガスの燃焼にはたくさんの空気が必要です。換気が十分に行われていないと、酸素不足や排気ガスが室内に充満して不完全燃焼を起こすことがあり、最悪の場合、死に至る危険性があります（一酸化炭素中毒）。
- ・室内でガス器具を使用する際は、時々窓を開けるか、換気扇を回して換気をしてください。また、小型のガス器具であっても、長時間の使用はしないでください。
- ・特に、室内で小型湯沸器を使用する際は、必ず換気を徹底してください。また、小型湯沸器をお風呂の給湯やシャワーとして直接使用するのは大変危険ですので、絶対におやめください。
- ・屋内にある風呂がま及び大型湯沸器の設置場所には、適切な給気口（空気の取入口）及び排気設備（排気筒など）を設けてください。
- ・排気筒の接続部や逆風止めが外れたままガス器具を使用すると、室内に排気ガスが流出して大変危険です。また、排気筒の先端に不備があると、

鳥が巣を作り、排気を妨げる場合がありますので、日頃から注意してください。

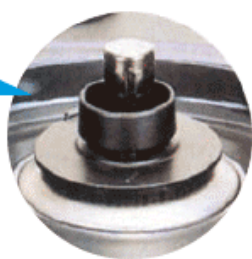
・屋内設置のガス瞬間湯沸器が点火の後、自動的に消火する現象が繰り返し発生したら、再点火は行わないでください。繰り返し点火操作を行った結果、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故で死亡したケースがあります。ただちに使用を中止し、ガス機器の購入先やLPガス販売事業者にご連絡ください。



点火・消火は目で確認

- ・ガス器具のそばには、燃えやすいもの（可燃物）を置かないでください。
- ・点火にマッチなどを使用する際は、LPガスの流出を避けるため、マッチなどに火を点けてから器具栓を開いてください。
- ・風や煮こぼれなどで火が消えたり、天ぷら鍋の油に火がつくことがありますので、使用中はなるべくその場を離れないでください。

おすすめします!
安全装置のついた
ガスコンロ!



鍋の温度が過熱すると自動的にガスを止める「**過熱防止装置**」。
煮こぼれや吹きこぼれ、強風などで火が消えると自動的にガスを止める「**立ち消え安全装置**」。

Si
sensor

※このシールは、全ての火口に安全センサー（調理油過熱防止装置・立ち消え安全装置・消し忘れ消火機能）を搭載したガスコンロに貼られるシールです。

炎はいつも青い炎で

- ・ガスコンロ（バーナー）などの目づまりは、不完全燃焼の原因となります。ときどき器具ブラシなどでお掃除してください。
- ・お手入れでガス器具のネジなどを取り外す必要がある場合は必ず販売業者に依頼し、お客さまが自らネジなどを取り外すことのないようにしてください。



もしもガスがもれたら・・・

ガスのニオイに気付いたとき、警報器がガスもれを感知したときの手順を日頃から確認しておいてください。

【ガスもれ時の手順】

- ・タバコの火など、使用中の火を全て消します。
- ・ガス栓・器具栓を閉めます。
- ・窓や戸を大きく開けます。
- ・販売事業者、または販売事業者が委託する保安機関にガスもれの恐れがある旨を連絡し、点検を受けるまでは、ガスを使用しないでください。



【ガスもれ時の注意事項】

- ・マッチやライターなどを点けたり、タバコなどを吸ったりしないでください。
- ・電気コンセントやスイッチに触れるなど、発火の原因になることは避けてください。
- ・換気扇は絶対に回さないでください。
- ・また、換気扇が回っている場合は、そのままにしておいてください。

災害時の対策

【火災のときは】

- ・ 容器バルブを閉めて、消防署員などに容器の位置を知らせ、後の処理を頼んでください。

【地震のときは】

- ・ 使用中のガスの使用を中止し、ガス栓・器具栓を閉めます。ゆれの大きな地震のときは、おさまった後で容器バルブも閉めてください。

【風水害のときは】

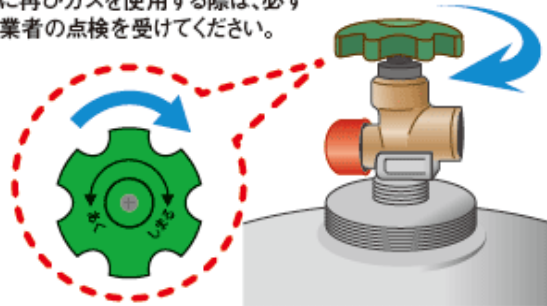
- ・ 容器バルブを閉め、容器が倒れたり、流されたりしないようにロープで固定してください。

【雪が多いときは】

- ・ LPガス設備の周りは常に除雪しておいてください。また、雪おろしの際は、LPガス設備に損傷を与えないように十分注意してください。LPガス設備が損傷したときは、直ちに容器バルブを閉めてください。

容器バルブを閉めるときは右回し(時計回り)です。

※災害後に再びガスを使用する際は、必ず販売事業者の点検を受けてください。

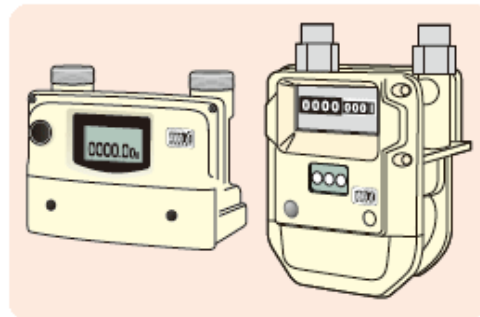


災害時、緊急時の際は、販売事業者、または販売事業者が委託する保安機関にお客さま(通報者)の住所、氏名及びその場の状況などを速やかにお知らせください。

マイコンメータ

マイコンメータは、LPガスの長時間使用や、普段お使いにならないような大量の消費を感知すると、安全のために自動的にLPガスを遮断します(遮断の表示が出ます)。

この場合、安全の確認をした上で、お客さまがメータ遮断を復帰することができます。



【復帰方法】

1. ガス栓・器具栓を全て閉める。
2. 復帰ボタンをしっかりと押してから離し、約1分間待つ。
(警報表示が点滅します)

3. 異常がなければ液晶パネルの警報表示が消え、もとおおりLPガスが
使えます。

※復帰しない場合は、販売事業者へご連絡ください。



◆ガス器具は必ずLPガス用で◆

LPガス用器具には、次のような表示がされています。必ず確認してください。

特定液化石油ガス器具等の適合表示

特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具の適合表示

自主検定マーク

製造業者のラベル



特定液化石油ガス
器具等の適合表示



特定液化石油ガス
器具等以外の
液化石油ガス器具の
適合表示



自主検定マーク

型式:○○○-△△△

LPガス用

○○kW

製造年月:○○.○○

製造業者:○○株式会社

製造業者のラベル

こんなときは販売事業者へご連絡ください

- ・ L P ガスによる災害時、または災害の発生の恐れがあるとき。
- ・ 風呂がまや大型湯沸器といった固定式燃焼器の設置、変更、修理、撤去のとき。
- ・ ガス器具の交換など、ご使用の消費設備の内容を変更したいとき、または変更したとき。
- ・ 家の増改築など、L P ガスの設備工事がともなう工事をするとき。
- ・ 長期間留守にするとき。
- ・ その他、L P ガスのご利用に関するご質問やご不明な点があるとき。

※配管・風呂がま、大型湯沸器、排気筒などの 設置や変更は、専門の資格が必要です。

L P ガス料金表

※消費税別

料金項目			金額	
基本料金			1,550 円	
階層別従量料金		階層別単位料金	階層別最大料金	
	階層区分			
①	0.0 m ³ を超えて	3.0 m ³ まで	540.0 円/m ³	1,620 円 (3.0 m ³ 分)
②	3.0 m ³ を超えて	5.0 m ³ まで	600.0 円/m ³	1,200 円 (2.0 m ³ 分)
③	5.0 m ³ を超えて	10.0 m ³ まで	570.0 円/m ³	2,850 円 (5.0 m ³ 分)
④	10.0 m ³ を超えて	20.0 m ³ まで	440.0 円/m ³	4,400 円 (10.0 m ³ 分)
⑤	20.0 m ³ を超えて	30.0 m ³ まで	410.0 円/m ³	4,100 円 (10.0 m ³ 分)
⑥	30.0 m ³ を超えて	40.0 m ³ まで	400.0 円/m ³	4,000 円 (10.0 m ³ 分)
⑦	40.0 m ³ を超えて	50.0 m ³ まで	380.0 円/m ³	3,800 円 (10.0 m ³ 分)
⑧	50.0 m ³ を超えて	60.0 m ³ まで	350.0 円/m ³	3,500 円 (10.0 m ³ 分)
⑨	60.0 m ³ を超えて	70.0 m ³ まで	300.0 円/m ³	3,000 円 (10.0 m ³ 分)
⑩	70.0 m ³ を超えて	m ³ まで	350.0 円/m ³	円 (m ³ 分)

○L P ガス料金の算出方法

$\text{L P ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金 (階層別単位料金} \times \text{使用量)}$

※階層別使用量が複数ある場合は、該当する階層別料金を全て加算してください。
(1円未満切り捨て)

○具体的な計算例及び当 J A の平均使用量 (3.3 m³/月)

基本料金 1,550 円	+	階層別従量料金① 540 円 × 3.0 m ³	+	階層別従量料金② 600 円 × (3.3 - 3.0) m ³	+	消費税	=	ガス料金(税込) 3,618 円
-----------------	---	--	---	--	---	-----	---	---------------------

※上記料金は、当 J A の標準的な料金表に基づくものとなっております。
個別の料金表につきましては、J A までお問い合わせください。

○問い合わせ先

J A はまゆう 燃料課 (日南)

TEL : 0987-23-4360

J A はまゆう 蔵元 S S (串間)

TEL : 0987-72-5236